

亀山市選挙管理委員会告示第17号

令和7年1月26日執行予定の亀山市長選挙において選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者一人に対し、支給することができる報酬の最高額を次のとおり定める。

令和7年1月18日

亀山市選挙管理委員会
委員長 今西政和

- | | | | |
|---|---------------------|-------|-----------|
| 1 | 選挙運動のために使用する事務員 | 1日につき | 10,000円以内 |
| 2 | 選挙運動のために使用する車上運動員 | 1日につき | 15,000円以内 |
| 3 | 手話通訳及び要約筆記のために使用する者 | 1日につき | 15,000円以内 |